

## **7・2 ILO 海上労働条約**

平成 18(2006)年 2 月に国際労働機関(ILO)で採択された「2006 年 ILO 海上労働条約 (MLC)」は平成 25(2013)年 8 月 20 日に発効した。

### **7・2・1 我が国の国内法制化の状況**

同条約を反映した改正船員法が、平成 25(2013)年 3 月 1 日(労働条件の部分)および 5 月 1 日(検査関係の部分)に施行された。これにより我が国の法整備が完了し、同年 8 月 5 日に同条約に批准した。

条約の効力が生じる 1 年後までの間、寄港国検査への対応として 200 隻超の日本籍 MLC 対象船に、海上労働証書に対応する「相当証書」が RO(NK)との連携の下、発給された。

こうした状況の下、当協会はわが国船主の関連証書取得手続きに支障が出ないよう、会員会社に対して関係法令や船上検査実施における必要な情報の発信を行った。

### **7・2・2 主要旗国の国内法制化の状況**

海外の主要旗国であるパナマ、リベリア、バハマ、マーシャル諸島は、既に国内法制化を終えている。当協会は、関係各国の情報を収集し、必要な周知を行った。